

# 補足給付事業実施のお知らせ (教材費・行事費の補助について)

生活保護受給世帯の子どもの教材費・行事費等(給食費以外)を補助します。  
《1人当たり月額上限2,700円》対象となる方は請求が必要です。

※実費徴収の内一部対象外となる費用がございます。

※入園児を対象としているので入園前に購入された物品に関しては対象外です。

## ◆対象の子ども

■生活保護法による生活保護受給世帯等

## ◆請求方法

提出物:「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(償還払い用)」

(役場窓口及び町HPでダウンロードできます)

「領収書」

(施設等を通じて購入等したものに限り、ただし、施設等が指定した店で、施設等が指定したものを購入した場合は対象となります。発行された領収書は請求時まで保管してください。)

提出先:王寺町役場 子育て支援課

提出期間:	利用期間	請求書の提出期限	支払い時期
	4月～8月	9月15日	10月末頃
	9月～3月	4月15日	5月末頃

※平日の8:30～17:15の間にご提出ください。

対象となるもの

例:制服、通園カバン、スモッグ、体操服(引き渡し証等が必要)、おむつ、歯ブラシ、午睡用ふとん(リース可)、カラー帽子、上履き、文房具、連絡帳、食事エプロン教材代、名札、名前の印、絵本代、修了証明書入れ、各種保険料、バス送迎費、宿泊行事費、遠足等の行事に係る交通費、入場料(こどもに係る費用のみ)等

対象とならないもの

例:延長保育料、一時預かり保育料、主食費及び副食費、PTAや保護者会に要する費用、英語レッスン料・講師謝礼等、写真・アルバム・DVD等

問い合わせ先  
王寺町役場 子育て支援課  
電話 0745-73-2001(内187)